

企画総務委員会

令和8年2月6日

1 報告事項

【地域振興部】

(1) 祭礼文化の継承支援に向けた取組について 【資料】

【政策経営部】

(1) 令和7年度ふるさと納税制度の活用状況について 【資料】

(2) 公示のデジタル化に向けた規程の見直しについて 【資料】

(3) 千代田区手数料に関する規定整備について 【資料】

(4) 区有地を含む市街地再開発事業における権利変換計画に対する区の
検証について 【資料】

(5) 給料月額及び職員手当の見直しについて 【資料】

(6) (仮称) 四番町公共施設新築工事について 【資料】

(7) (仮称) 四番町公共施設新築電気設備工事について 【資料】

(8) (仮称) 四番町公共施設新築給排水衛生設備工事について 【資料】

(9) 雉子橋補修補強工事について 【資料】

(10) 区立内幸町ホール改修機械設備工事に係る入札状況について 【資料】

【選挙管理委員会事務局】

(1) 公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要について 【資料】

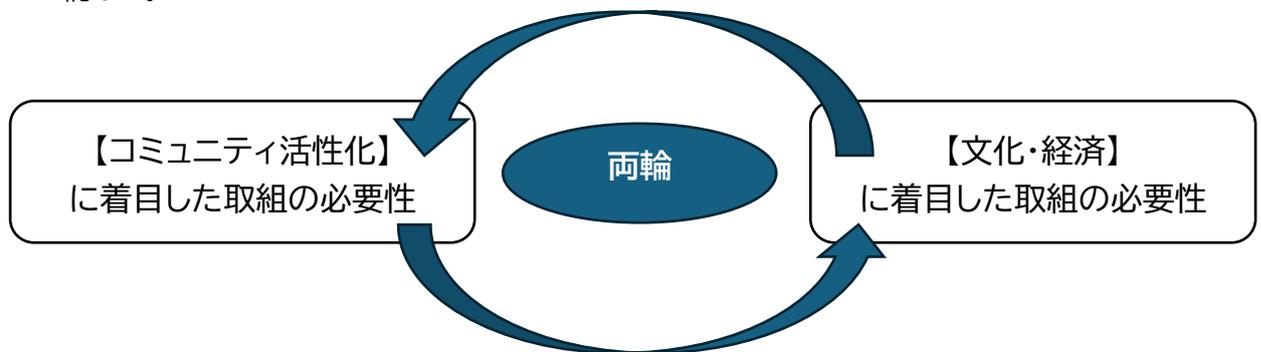
2 その他

祭礼文化の継承支援に向けた取組について

1 調査研究の進捗状況

《中間報告の到達点》

- 文献・史料調査、町会アンケート・ヒアリング、祭礼道具調査を通じて、祭礼文化の継承が地域コミュニティの持続性向上に重要な役割を果たしてきたことを確認した。
- 祭礼は地域コミュニティの活性化、地域の文化・誇りの醸成に寄与するという観点から安定的な継承を支援していく必要性を確認した。
- 町会のみならず、幅広い区民が祭礼文化の継承に対して共感できる取組の必要性を確認した。



最終報告会：令和8年3月24日(火) 18時～ 千代田区役所1階区民ホール

2 本区の取組の方向性

【コミュニティ活性化】に関する取組

- ・運営人材の獲得・育成や祭礼にかかる知恵やノウハウの継承支援
- ・子どもが本区の祭礼文化に親しむことができる施策の検討
- ・交流の観点から、新たに地域に加わった方への祭礼文化の魅力発信

【文化・経済】に関する取組

- ・町会が管理する祭礼道具の維持・保全に係る補助制度の創設
- ・祭礼の運営、祭礼文化の保存・維持にかかわる組織の課題分析と支援の方向性検討
- ・観光の視点から、来街者も楽しめる祭礼文化の魅力発信

3 法的・制度的課題への検討状況

区が祭礼文化継承支援として補助金制度等を創設するにあたっては、祭礼が持つ宗教的要素に十分留意するとともに、制度の趣旨に沿う運用となるよう設計する必要がある。

○法的課題への対応

・判例研究

宗教行事への公的関与が許容されるか否かは、その行為の目的が世俗的・文化的か、宗教的か、その効果が特定宗教の振興につながる度合いが大きいかが判断基準となる。(目的効果基準)

→区が検討している補助金は、宗教団体への支援ではなく地域コミュニティ活性化を目的とするものである。

・他自治体調査

判例を踏まえた検討がなされており、文化財保護、地域コミュニティ活性化を目的とした補助金として執行されていることを確認(文京区、上尾市、岡山市等)。

・区政モニターアンケート

町会非加入者も含めた区民全体の目線で、行政が祭礼文化継承に公費を使用することへの妥当性について意見聴取。

(アンケート結果)

項目	回答数	割合
まったく問題ないと思う	45	52%
特に問題を感じない・許容範囲だと思う	29	33%
少し気になる・慎重な検討が必要だと思う	11	13%
問題があると思う	2	2%

○制度的課題への対応

・調査研究により、山車、神輿、半纏(はんてん)、手ぬぐい等の祭礼道具は祭礼文化の資本の一部であり、その継承が、地域コミュニティの維持・活性化に重要な役割を果たしてきたことが判明した。

・祭礼道具の持つ「文化的」、「コミュニティ的価値」を保全するため、祭礼道具の修繕・調達費用に限り補助金を支給することを検討する。

・補助金の申請手続きにあたっては、見積書、領収書等の証拠書類に基づき、「何を行うために」、「いくら支出した」かが明確になるようガイドラインを策定する。これにより、対象経費以外に補助金が充当されない仕組みを構築。

4 今後の取組

・祭礼運営の実務等について町会へヒアリング

・子どもへの裾野拡大も含めた、祭礼文化の魅力発信施策について検討

・祭礼文化の継承支援策を中長期的に検討する観点から、調査研究を継続

令和 7 年度 ふるさと納税制度の活用状況について

1 返礼品を伴うふるさと納税

ふるさと納税制度を活用し、税収の確保に努めるとともに、地域産業の活性化及び観光の振興に資する返礼品の提供を通じて、区の魅力発信を図る。

- (1) 提供事業者数 63 社 (令和 8 年 1 月 26 日現在)
- (2) 提供品目数 281 品目
- (3) 電子商品券 6 種 (PayPay 商品券、ふるなびトラベル、楽天
トラベルクーポン、チョイス Pay、一休.com
ふるさと納税、Yahoo!トラベルふるさと納税)
- (4) 寄附実績額 (令和 7 年 4 月 1 日～12 月 31 日)

期間	寄附実績額
4 月	28,851,300 円
5 月	40,741,500 円
6 月	47,921,200 円
7 月	71,614,100 円
8 月	121,389,300 円
9 月	674,660,200 円
10 月	25,023,300 円
11 月	58,136,000 円
12 月	662,916,100 円
計	1,731,253,000 円

- (5) 返礼品別の寄附実績 (令和 7 年 4 月 1 日～12 月 31 日)

返礼品の種類	寄附実績額	割合
①物品型返礼品等	582,543,000 円	33.65%
②電子商品券	1,148,710,000 円	66.35%

2 ホームタウンちよだ応援事業

寄附者が応援したい区内団体を選択して寄附し、その 7 割 (上限) を区が補助金として団体に交付する仕組みにより、地域社会の持続的な発展に寄与するとともに、寄附文化の醸成を図る。

- (1) 寄附の対象団体 47 団体
- (2) 寄附受付期間 令和 7 年 7 月 1 日～12 月 19 日
- (3) 寄附件数 36 件 (寄附を受けた団体 18 団体)
- (4) 寄附実績額 1,885,000 円

公示のデジタル化に向けた規程の見直しについて

1 概要

現在、区役所の門前掲示場に書面を掲示することにより行っている条例、規則等の公布や居所不明者等に対する各種書類の公示送達について、関係する法律の改正に伴い、及び区民の利便性の向上を図るため、インターネットを利用して行うことができるよう規程を見直す必要がある。

2 対象の条例

- (1) 千代田区公告式条例
- (2) 千代田区行政手続条例
- (3) 千代田区特別区税条例
- (4) 千代田区後期高齢者医療に関する条例

3 施行予定日

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日
- (2)～(4) 関係する法律の規定の施行日

千代田区手数料に関する規定整備について

1 経緯

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第37号）の公布に伴い、薬局製造医薬品承認事項一部変更の承認申請に関する項が改められたため、所要の改正を行う。

2 主な改正内容

法律等の一部を改正する法律の公布に伴い、項ずれが生じたため、所用の規定整備を行う。

3 施行予定日

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

区有地を含む市街地再開発事業における 権利変換計画に対する区の検証について

1 概 要

市街地再開発事業においては、組合設立後、従前・従後資産の権利変換計画の認可申請に向けて、再開発組合と各地権者との間で、権利変換計画の内容に関する協議が行われる。

本区としては、以下の観点に基づき、必要な検証を実施する。

2 検証にあたっての考え方

- (1) 都市再開発法では、権利者の権利を保障するため、権利変換の前後では同等の価値が確保される『均衡・等価原則』の考え方が採用されている^{※1}。この原則は、権利者に配分される権利床の評価に適用され、その従前・従後資産評価は再開発組合が委託した不動産鑑定評価機関や補償コンサルタント会社等の専門機関が担う。
- (2) 権利変換計画の決定には、土地建物の権利関係や評価に精通した学識経験者（審査委員）の同意^{※2}が必要である。
- (3) 区として、組合から提示される資産評価の内容を確認するため、権利床の評価について検証を行う。一方、保留床は均衡・等価原則の対象外であるため、保留床を取得する場合は区が独自に不動産価格等調査を行い、その取得額の妥当性を確認する必要がある。
- (4) 以上を踏まえ、区は権利床・保留床の双方について総合的に検証を行い、権利変換計画の客観性と妥当性の確保を図る。

※1 都市再開発法第77条第2項

※2 審査委員として3人以上の学識経験者が選任され、その選任された者のうち過半数の同意が必要。

3 検証方法と手続き

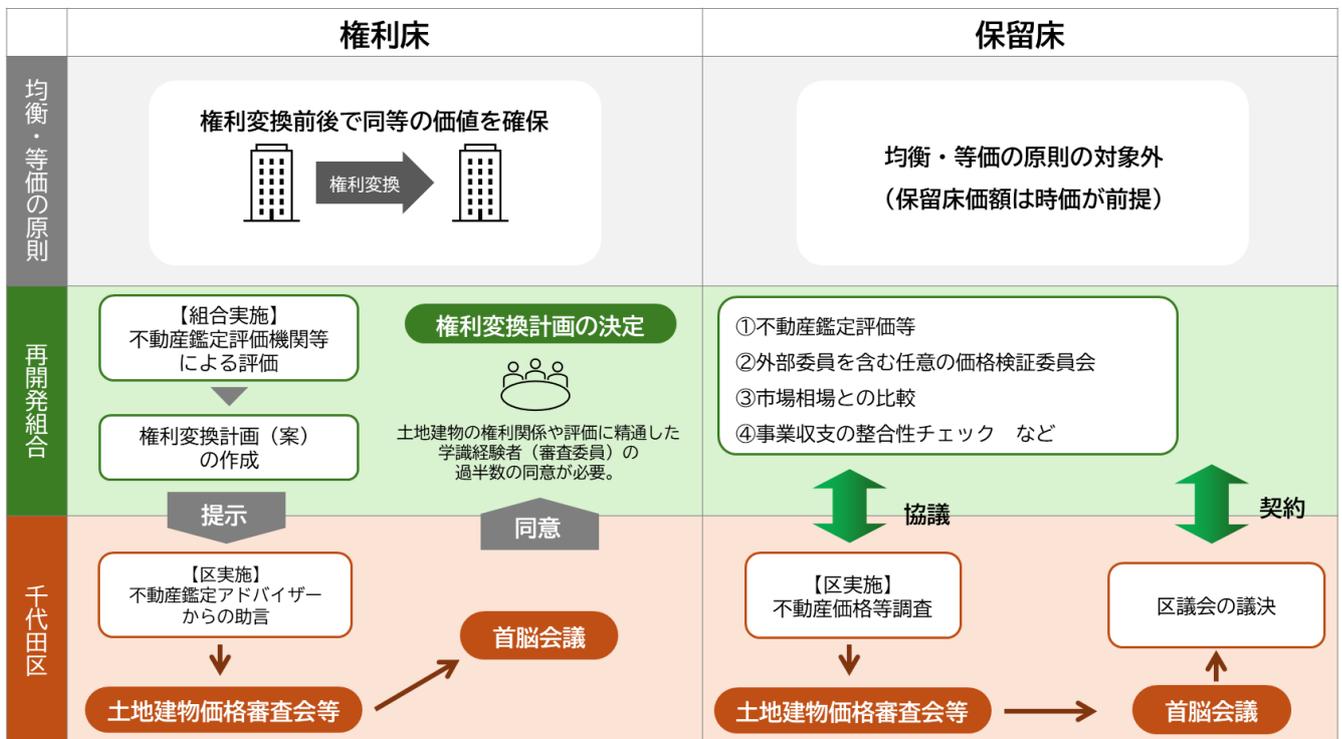
(1) 権利床

再開発組合が策定した権利変換計画（案）について、土地建物の権利関係や評価に精通した不動産鑑定士を委員とする土地建物価格審査会において、区の従前・従後資産額の算出方法や手続きの適正性を確認する。

同審査会で権利変換計画（案）の内容を確認した後、首脳会議での審議等の庁内手続きを経て、区として権利変換計画（案）に同意する。

(2) 保留床

区が実施する不動産価格等調査に基づき、取得額の算定根拠と妥当性を、土地建物価格審査会で確認する。その後、首脳会議での審議等の庁内手続きや区議会の議決を経て、再開発組合と保留床に関する譲渡契約を締結する。



給料月額及び職員手当の見直しについて

1 趣旨

特別区人事委員会勧告及び社会情勢の変化等を踏まえ、昇任意欲の醸成に資する職務・職責をより重視したメリハリのある給与制度を実現し、安定的な人材確保及び更なる人材活用の推進を図るため、給与制度の見直しを行う。

2 概要

- (1) 行政職給料表(1)、行政職給料表(2)、医療職給料表(2)及び医療職給料表(3)の改定を行う。
- (2) 給料表の改定に伴い、宿日直手当の上限額を引き上げる。
- (3) 国の取扱いとの均衡等を踏まえ、管理職員特別勤務手当の支給要件を見直す。
- (4) 平成 30 年の行政系人事制度及び技能・業務系人事制度改正に係る給料表の切替に伴う差額支給を終了する。

3 一部改正を予定する条例 職員の給与に関する条例

4 施行予定期日 令和 8 年 4 月 1 日

(仮称) 四番町公共施設新築工事について

1. 工事概要

- ・工事場所 千代田区四番町1、11
- ・用途 図書館、保育園、児童館、集会室、区営住宅、職員住宅、防災備蓄倉庫、駐車場
- ・敷地面積 3,292.09㎡
- ・延べ面積 11,929.45㎡ (容積対象面積：10,184.89㎡)
- ・構造・規模 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造(免震構造) 地上12階/地下1階
- ・工事工期 令和2年3月13日から令和9年2月26日限り

2. 工事請負者及び契約金額

- ・建築工事 大成・本間組建設共同企業体 9,169,514,412円
- ・電気工事 サンテック・千陽建設共同企業体 855,514,000円
- ・空調工事 一工・丹野建設共同企業体 683,980,000円
- ・給排水工事 金澤・武蔵野建設共同企業体 583,858,000円
- ・昇降機工事 日本エレベーター製造株式会社 100,617,000円

3. 契約変更予定内容

インフレスライド：賃金等の変動に対する工事請負契約書第24条第6項の運用

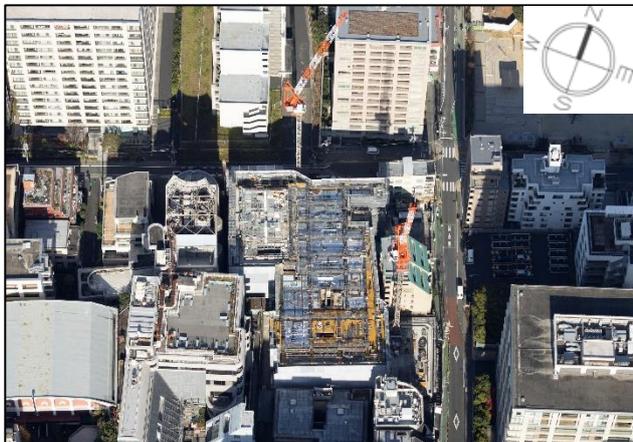
4. 予定契約変更金額

(税込)

工事種別	予定契約変更金額	インフレスライドによる変更金額
建築工事	9,352,268,412円	182,754,000円
電気工事	911,306,000円	55,792,000円
空調工事	710,985,000円	27,005,000円
給排水工事	650,782,000円	66,924,000円
昇降機工事	100,617,000円	なし
合計	11,725,958,412円	332,475,000円

5. 工事の進捗状況（令和8年1月末時点の出来形率：全体 58.3%）

5階柱・壁躯体工事及び地下1階から3階まで仕上げ・配管工事施工中



【参考】これまでの契約変更概要

（1）第1回契約変更 令和2年8月5日

- ・内容：新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策による麴町仮住宅の工期延長
- ・工期：令和6年10月31日限り⇒令和7年3月31日限り（5か月の延長）

（2）第2回契約変更 令和3年12月10日

- ・内容：入居者の移転期間延長（9か月）、既存建物解体工事アスベスト除去追加に伴う工期延長（7.5か月）及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策
- ・工期：令和7年3月31日限り⇒令和8年8月14日限り（16.5か月の延長）

（3）第3回契約変更 令和5年12月13日

- ・内容：インフレスライド、地下解体施工方法等の変更及び新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策

（4）第4回契約変更 令和6年12月4日

- ・内容：インフレスライド、建設業における「働き方改革関連法」施行による時間外労働の上限規制に伴う工期延長、共通費の増額及び工期短縮方策並びに建設発生土処分場の変更、空調設備自動制御システム変更及び保育園・児童館の自動水栓化等
- ・工期：令和8年8月14日限り⇒令和9年2月26日限り（6.5か月の延長）

(仮称) 四番町公共施設新築工事について

1 経過

年 月	30年度	31・元年度	令和2年度		令和3・4年度	令和5年度	令和6年度			令和7年度	令和8年度	
	3月	3月	8月	9月	12月	12月	10月	12月	3月	3月	8月	2月
当初	当初予算	契約議案 着工										
第1回 変更			契約変更	専決報告			10/31					
第2回 変更					議案 契約 変更			3/31				
第3回 変更						議案 契約 変更					8/14	
第4回 変更							議案 契約 変更					
第5回 変更									議案 契約 予定 変更			2/26

2 契約日 令和2年3月12日

3 契約の相手方 東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
大成・本間組建設共同企業体
代表者 大成建設株式会社 東京支店
常務執行役員支店長 中村 有孝

4 契約見込金額	当初	6,556,000,000円	
	第1回	6,656,221,000円	(令和2年2臨専決報告)
	増減額	100,221,000円	1.5%増
	第2回	7,656,311,533円	(令和3年4定変更議決)
	増減額	1,000,090,533円	15.0%増
	第3回	8,515,454,412円	(令和5年4定変更議決)
	増減額	859,142,879円	11.2%増
	第4回	9,169,514,412円	(令和6年4定変更議決)
	増減額	654,060,000円	7.7%増
	第5回	9,352,268,412円	(令和8年1定議案予定)
	増減額	182,754,000円	2.0%増

5 変更内容

スライド条項適用による増額

6 契約期間

当初 契約締結日の翌日～令和6年10月31日
第1回 契約締結日の翌日～令和7年3月31日
第2回 契約締結日の翌日～令和8年8月14日
第3回 工期変更なし
第4回 契約締結日の翌日～令和9年2月26日
第5回 工期変更なし

(仮称) 四番町公共施設新築電気設備工事について

1 経過

年 月	30年度	31・元年度	令和2年度	令和3・4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3月	3月	8月 9月	12月	12月	10月 12月 3月	3月	8月 2月
当初	当初予算	契約議案 ● 着工						
第1回変更			契約変更 専決報告			10/31		
第2回変更				議案変更		3/31	8/14	
第3回変更						議案変更		
第4回変更							議案予定	完了予定 2/26

2 契約日 令和2年3月12日

3 契約の相手方 東京都千代田区二番町3番地13
サンテック・千陽建設共同企業体
代表者 株式会社サンテック
代表取締役社長 八幡 信孝

4 契約見込金額	当初	668,087,200円	
	第1回	674,410,000円	(令和2年2臨専決報告)
	増減額	6,322,800円	0.9%増
	第2回	708,642,000円	(令和3年4定変更議決)
	増減額	34,232,000円	5.1%増
	第3回	855,514,000円	(令和6年4定変更議決)
	増減額	146,872,000円	20.7%増
	第4回	911,306,000円	(令和8年1定議案予定)
	増減額	55,792,000円	6.5%増

5 変更内容

スライド条項適用による増額

6 契約期間

当初 契約締結日の翌日～令和6年10月31日
第1回 契約締結日の翌日～令和7年3月31日
第2回 契約締結日の翌日～令和8年8月14日
第3回 契約締結日の翌日～令和9年2月26日
第4回 工期変更なし

(仮称) 四番町公共施設新築給排水衛生設備工事について

1 経過

年 月	30年度	31・元年度	令和2年度	令和3・4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	3月	3月	8月 9月	12月	12月	10月 12月 3月	3月	8月 2月
当初	当初予算	契約議案 ● 着工						
第1回 変更			契約変更 専決報告			10/31		
第2回 変更				議案契約変更		3/31	8/14	
第3回 変更						議案契約変更		
第4回 変更							議案契約 予定	完了予定 2/26

2 契約日 令和 2 年 3 月 12 日

3 契約の相手方 東京都千代田区麴町一丁目 3 番地
金澤・武蔵野建設共同企業体
代表者 金澤工業株式会社 東京支店
支店長 山壽 一史

4 契約見込金額	当 初	4 3 4, 5 0 0, 0 0 0 円	
	第 1 回	4 4 1, 5 9 5, 0 0 0 円	(令和 2 年 2 臨専決報告)
	増減額	7, 0 9 5, 0 0 0 円	1. 6%増
	第 2 回	4 7 9, 0 7 2, 0 0 0 円	(令和 3 年 4 定変更議決)
	増減額	3 7, 4 7 7, 0 0 0 円	8. 5%増
	第 3 回	5 8 3, 8 5 8, 0 0 0 円	(令和 6 年 4 定変更議決)
	増減額	1 0 4, 7 8 6, 0 0 0 円	2 1. 9%増
	第 4 回	6 5 0, 7 8 2, 0 0 0 円	(令和 8 年 1 定議案予定)
	増減額	6 6, 9 2 4, 0 0 0 円	1 1. 5%増

5 変更内容

スライド条項適用による増額

6 契約期間

当 初 契約締結日の翌日～令和 6 年 10 月 31 日
第 1 回 契約締結日の翌日～令和 7 年 3 月 31 日
第 2 回 契約締結日の翌日～令和 8 年 8 月 14 日
第 3 回 契約締結日の翌日～令和 9 年 2 月 26 日
第 4 回 工期変更なし

雉子橋補修補強工事について

1. 経過

年 月	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和12年度
	6月		6月	3月	3月		12月
当 初	当初予算 契約議案						12/20 竣工予定
第1回 変更		専決報告					
第2回 変更			専決報告				
第3回 変更				専決報告 (予定)			

2. 契約日 令和5年7月12日

3. 契約の相手方 東洋建設株式会社 関東支店
東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
常務執行役員支店長 館下 章

4. 契約見込金額	当 初	3,825,800,000円	(令和5年2定議決)
	第1回	3,962,280,300円	(令和6年2定専決報告)
	増減額	136,480,300円	3.6% 増
	第2回	4,072,988,700円	(令和7年1定専決報告)
	増減額	110,708,400円	2.8% 増
	第3回	4,024,476,500円	(令和8年1定専決報告予定)
	増減額	-48,512,200円	-1.2% 減

5. 変更内容

- (1) 足場工の仕様変更及び塗装工の工法区分の変更による減額
- (2) スライド条項適用による増額

6. 契約期間

当初	契約締結日の翌日～令和12年12月20日
第1回	工期変更なし
第2回	工期変更なし
第3回	工期変更なし

区立内幸町ホール改修機械設備工事に係る入札状況について

1 工事場所及び内容

(1) 工事場所等

- ・工事場所 千代田区内幸町一丁目5番1号
- ・構造 鉄骨鉄筋コンクリート造
- ・規模 地上3階、地下1階
- ・敷地面積 1,357.28 m²
- ・延床面積 1,903.63 m²

(2) 工事内容

機械設備工事（空調・給排水）

- ・空調設備の更新（空調機、換気設備、排煙設備）
- ・給排水衛生設備及び消火設備の更新
（上下水道管、給湯器、便器、洗面器、ポンプ、水槽等）

2 工事期間 契約締結日の翌日から令和9年7月30日まで

3 契約方法 制限を付した一般競争入札による契約（2者JVまたは単体）

4 入札結果（2月2日開札）

落札者	落札金額 (消費税込み)
東京都千代田区神田神保町二丁目10番地 三辰工業株式会社 代表取締役 高嶋 睦夫	381,541,600 円

予定価格 476,927,000 円（税込、事前公表）

5 最低制限価格 設定する（非公表）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令の概要について

1 趣旨

衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額を引き上げる。

2 改正概要

公職選挙法施行令に規定する公営単価については、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に、その基準額の見直しを行うことを例としているところ、最近における物価の変動を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用ビラ等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引き上げを行う。

3 施行日

令和7年6月4日

4 千代田区議会議員及び区長の選挙に関わる内容

区 分	改正単価	現行単価
(1) 選挙運動用ビラの作成（公職選挙法第142条第11項）		
1枚当たり	8円38銭	7円73銭
(2) 選挙運動用ポスターの作成（公職選挙法第143条第15項）		
1枚当たり	586円88銭	541円31銭